

愛知県悪性新生物患者届出要綱

(昭和37年3月 制定)
(昭和55年1月一部改正)
(平成元年6月一部改正)
(平成9年1月一部改正)
(平成10年4月一部改正)
(平成11年1月一部改正)
(平成11年6月一部改正)
(平成12年4月一部改正)
(平成15年4月一部改正)
(平成19年4月一部改正)
(平成21年4月一部改正)
(平成22年4月一部改正)

第1 方針

近年における悪性新生物による死亡の増加にかんがみ、本県における悪性新生物患者(以下「患者」という。)の実態を把握するため、患者の調査を実施し、がん対策の推進に寄与するものとする。

第2 実施主体

- 1 本事業は、愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課が実施する。
- 2 この事業を実施するため、愛知県がんセンター研究所疫学・予防部内にがん情報研究室を設置する。

第3 診断時の届出

- 1 県内に所在する医療機関は、次に掲げる場合に、別紙様式による愛知県悪性新生物患者届出票(以下「届出票」という。)に所要事項を記載のうえ、速やかに知事に届出するものとする。届出は、届出票あるいは指定様式(CSV形式あるいは愛知県がん登録ソフトからの出力形式)にて所要事項を入力した電磁的記録の提出により行うものとする。
 - (1) 他の医療機関からの届出の有無にかかわらず、患者と診断した場合。
 - (2) 治療が終了し、又は治療を中止している者を、再び患者であると診断した場合。
 - (3) 届出済みの患者があらたに別の悪性新生物に罹患したと診断した場合。
- 2 届出の対象となる悪性新生物は、国際疾病分類—腫瘍学の性状コード(5桁目)が2あるいは3に該当する上皮内がんを含む全ての悪性新生物(疑診を含む)、悪性・良性の別不詳であり、悪性の可能性のある新生物、頭蓋内の良性、良性・悪性の別不詳の新生物、とする。

第4 個人情報の保護

本事業は、個人情報の保護及びその適正な取扱いの確保に十分配慮しながら実施する。

第5 届出の方法

届出は、患者にかかる秘密の保持に留意し、届出票は、届出票送付専用の封筒(以下「封筒」という。)で、当該医療機関を所管する保健所あて(但し、名古屋市内、豊橋市内、岡崎市内及び豊田市内の医療機関については愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課あて)に届出するものとする。また、電磁的記録にて届出する場合においては、情報の流出防止に留意して行うものとする。

第6 登録データの作成

知事は、第3による届出を受けたときは、電子計算機処理により患者ごとに登録し、そのデータを保管するものとする。

第7 秘密の保持

この業務に従事した医師その他の関係者は、患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守するものとする。

第8 統計資料の利用

悪性新生物患者登録事業報告書等により公表されている以外の統計資料(個人情報を除く。)を保健、医療及び学術研究のため利用する場合には、申込書(様式1)を提出するものとする。

第9 用紙等の配布

届出票及び封筒は、愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課、県保健所又は地域医師会から、各医療機関に配布するものとする。

第10 届出の開始期日

この要綱による届出は、平成22年4月1日以後届出する患者について行うものとする。

(様式 1)

年 月 日

愛知県健康福祉部長殿

所在地 _____

電 話 _____

施設名 _____

氏 名 _____

愛知県悪性新生物患者登録事業によるがん罹患資料利用申込書

下記の研究を実施するにあたり、貴事業のがん罹患資料を利用したいので申し込みます。

なお、論文・報告書等への発表の際には、「愛知県悪性新生物患者登録事業」によることを明記します。

記

利用目的

利用したいデータの内容（地域、部位、年代など）

共同研究者氏名・所属

注）愛知県悪性新生物患者登録事業報告書「愛知県のがん登録」に記載されている数値を利用する場合には本申込書の提出は不要である。

但し、その場合には、出典（報告年度等）を明らかにしておくこと。